

## 内 容

1. 国の環境政策の動向.....	2
1. 環境税:中国政府が「中国環境保全税法実施条例」を実施.....	2
2. 化学品規制対策:環境保護部などが「優先規制化学品名簿(第一次)」を公表.....	2
3. 新エネルギー開発:発展改革委員会が「浅層地熱開発利用加速による北方熱供給地における石炭燃焼削減・代替の促進に関する通達」を公表.....	2
4. 廃棄物対策:国土資源部が「国土資源部による一部規定改正・廃止に関する決定」を公表.....	2
5. 環境税:国家税務総局、国家海洋局が「海洋工程環境保護税申告徴収弁法に関する公告」を公表.....	2
6. 温室効果ガス対策:発展改革委員会が「2016 年省レベル人民政府温室効果ガス排出規制目標責任への評価審査結果」を公表。.....	3
7. 汚染対策技術:環境保護部が「国家先進汚染防止技術目録 2017 年の公告(固形廃棄物処理処置、環境騒音と振動規制分野)」を公表。.....	3
8. モニタリング対策:環境保護部が「2018 年重点地方の大気環境揮発性有機物質モニタリングプログラム」を公表.....	3
9. 産業汚染対策:環境保護部が 3 産業の汚染防止技術政策指南を公表.....	3
10. モニタリング対策:環境保護部が「固定汚染源排ガス 低濃度粒子状物質の測定 重量法」等 5 つの国家環境保護基準を公表.....	3
11. 環境保護部が「京津冀大気汚染輸送通路都市の大気汚染物特別排出制限値に関する公告」を公表.....	4
12. 健康対策:環境保護部が「国家環境保護と健康作業弁法(試行)」を公表.....	4
2. 地方(地方政府等における)の環境情報.....	4
1. 水資源税:四川省政府が「四川省水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表.....	4
2. 水資源税:北京市政府が「北京市水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表.....	5
3. 水資源税:内モンゴル政府が「内モンゴル自治区水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表.....	5
4. 化学物質規制:吉林省政府が「吉林省城鎮人口密集区危険化学品生産企業移出改造実施プログラム」を公表.....	5
5. 温暖化対策:陝西省発展改革委員会が「重点企業温室効果ガス排出情報開示作業に関する通達」を公表.....	5

## 1. 国の環境政策の動向

### 1. 環境税: 中国政府が「中国環境保全税法実施条例」を実施

1月1日、中国政府が「中国環境保全税法実施条例」の実施を開始した。同じく2018年1月1日から実施される「中国環境保全税法」を補足するために、中国政府は「中国環境保全税法実施条例」を作成した。当該条例では、城郷污水集中処理場の定義、固形廃棄物、大気汚染物質、水汚染物質の税計算根拠、税徴収減免や税徴収管理に関する補足内容を規定した。また、同条例の施行開始に伴い、2003年1月2日に国務院に公表された「汚染排出費徴収使用管理条例」が廃止される。

出所: 環境保護部

[http://www.zhb.gov.cn/gzfw\\_13107/zcfg/fg/gwyfbdgfxwj/201801/t20180108\\_429260\\_wap.shtml](http://www.zhb.gov.cn/gzfw_13107/zcfg/fg/gwyfbdgfxwj/201801/t20180108_429260_wap.shtml)

### 2. 化学品規制対策: 環境保護部などが「優先規制化学品名簿(第一次)」を公表

1月1日、国務院の「水汚染防止行動計画」の開始をひかえ、環境保護部、工業・情報化部、衛生計生委員会が「優先規制化学品名簿(第一次)」を作成、公表した。当該第一次名簿にリストアップされた化学品(22種類)に対しては、環境と健康リスクが発生する主要プロセスにおいて、汚染排出許可制度による管理、使用制限、代替促進、グリーン生産審査・情報開示など管理対策の実施を求める。

出所: 環境保護部

### 3. 新エネルギー開発: 発展改革委員会が「浅層地熱開発利用加速による北方熱供給地における石炭燃焼削減・代替の促進に関する通達」を公表

1月8日、発展改革委員会が「浅層地熱開発利用加速による北方熱供給地における石炭燃焼削減・代替の促進に関する通達」を公表した。「大気汚染防止行動計画」、「北方熱供給地域における城鎮クリーン熱供給推進に関する指導意見」などの政策の実現を迎え、各地方の状況に合わせて浅層地熱開発と利用を推進し、北方熱供給地域における住民熱供給など、分野における石炭燃焼削減・代替を推進し、地方熱(冷)エネルギー利用効率とクリーン化水準を引き上げ、大気環境質を改善するために、当該通達を作成された。当該通達の目標は、京津冀及び周辺地域など北方熱級地区を重点に、2020年までに浅層地熱を熱(冷)供給分野で有効に応用し、応用水準を大幅に引き上げ、民用熱(冷)供給石炭の代替における積極的な役割を果たし、地域熱(冷)供給用エネルギー構成を最適化する。その上で、関連政策メカニズムと保障制度をさらに改善し、浅層地熱利用技術の開発、諮詢・評価、コア設備製造、工程建設、運営サービスなど産業体系を遂行する。

出所: 国務院

### 4. 廃棄物対策: 国土資源部が「国土資源部による一部規定改正・廃止に関する決定」を公表

1月9日、国土資源部が「国土資源部による一部規定改正・廃止に関する決定」を公表した。当該決定により、「国家海洋廃棄物捨管理条例実施弁法」の第三条、第十二条、第十六条に対して改正を行った。同時に、「海洋への廃棄物捨許可証の委託発行に関する管理弁法」、「土地登記弁法」、「海洋基準化管理規定」を廃止することを明らかにした。

出所: 国土資源部

### 5. 環境税: 国家税務総局、国家海洋局が「海洋工程環境保護税申告徴収弁法に関する公告」を公表

1月1日、国家税務総局、国家海洋局が「海洋工程環境保護税申告徴収弁法に関する公告」を公表した。2018年1月1日から実施される「中国環境保護税法」に合わせて、本弁法が作成された。当該公告によると、当該弁法の対象は中国海域内における海洋石油、天然ガスを採掘するなど事業活動を行い、海洋環境に大気汚染物質、水汚染物質、固形廃棄物など納税要汚染物を排出する事業者となる。さらに、当該弁法は大気汚染物質、水汚染物質、固形廃棄物など納税要汚染物への税金計算方法、事業者所属の海洋石油税務管理支局への納付などを規定した。当該弁法実施と同時に、「海洋工程汚染排出費徴収基準の実施弁法」を廃止する。

出所: 国家税務総局

**6. 温室効果ガス対策:発展改革委員会が「2016 年省レベル人民政府温室効果ガス排出規制目標責任への評価審査結果」を公表。**

1月9日、発展改革委員会が「2016年省レベル人民政府温室効果ガス排出規制目標責任への評価審査結果」を公表した。当該結果によると、北京、天津、山西、内モンゴル、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、河南、湖北、広東、重慶、四川など14省(区、市)の評価結果が「優秀」、河北、吉林、黒龍江、江西、山東、湖南、海南、貴州、雲南、陝西、甘肅、寧夏、新疆の評価結果が「良好」、遼寧、広西、チベット、青海の評価結果が「不合格」としたことを発表した。

出所:発展改革委員会

**7. 汚染対策技術:環境保護部が「国家先進汚染防止技術目録 2017 年の公告(固形廃棄物処理処置、環境騒音と振動規制分野)」を公表。**

1月8日、環境保護部が「国家先進汚染防止技術目録 2017 年の公告(固形廃棄物処理処置、環境騒音と振動規制分野)」を公表した。固形廃棄物、環境騒音汚染対応技術の進歩を推進し、先進汚染対策技術へのニーズを満足するために、環境保護部が固形廃棄物処理処置と環境騒音と振動対策の先進技術に関して調査、選別し、「国家先進汚染防止技術目録 2017 年の公告(固形廃棄物処理処置)」、「国家先進汚染防止技術目録 2017 年の公告(環境騒音と振動規制分野)」を作成し、公表した。

出所:環境保護部

**8. モニタリング対策:環境保護部が「2018 年重点地方の大気環境揮発性有機物質モニタリングプログラム」を公表**

1月15日、環境保護部が「2018年重点地方の大気環境揮発性有機物質モニタリングプログラム」を公表した。当該プログラムによると、オゾン、PM2.5 汚染現状及び地方モニタリングの能力を考えた上で、大気環境汚染が深刻になっている京津冀及び周辺、長江デルタ、珠江デルタ、成渝、関中地区、遼寧中南部、武漢及び周辺都市に対して、2018年に都市部における大気環境中のVOCs濃度を手動、自動にモニタリングすることを求める。さらに、測定対象物質に関しては、直轄市、省会都市、計画リスト都市が117種類の物質(本来のPAMS、TO15、13種のアルデヒド・ケトン類物質)の測定、地級都市が70種類の物質(本来のPAMS、13種のアルデヒド・ケトン類物質)の測定を規定した。

出所:北極星環保網(環境保護部の公表リンクは不明。)

**9. 産業汚染対策:環境保護部が3産業の汚染防止技術政策指南を公表**

1月19日、環境保護部が「飲料酒製造業汚染防止技術政策」、「船舶水汚染防止技術政策」、「スラリー化製紙工業汚染防止可能技術指南」という3産業の汚染防止技術政策指南を公表した。

- ✓ 「飲料酒製造業汚染防止技術政策」によると、飲料酒製造業の汚染防止が減量化、資源化、無害化を原則として、根本発生源への対策、生産過程における汚染排出削減、廃棄物の資源化利用と末端処理と言う全プロセスの総合汚染防止技術路線を採用する。
- ✓ 「船舶水汚染防止技術政策」によると、予防優先、分類管理、船舶と沿岸に対する同時対策、沿岸対策の主要化、監督管理の強化を原則とする。当該技術政策には、船舶運転中に発生する水汚染物質への汚染予防、船上の処理とリサイクル、船上の収集と転送、沿岸上の処理とリサイクルなどのプロセスにおける汚染防止技術と開発推進の新技術を含む。
- ✓ 「スラリー化製紙工業汚染防止対応可能技術指南」によると、スラリー化製紙工業の排ガス、排水、固形廃棄物、騒音汚染への対策可能技術を規定する。当該技術指南の実施に従って、「製紙産業木材スラリー化プロセス汚染防止対応可能技術指南(試行)」、「製紙産業用木材スラリー化プロセス汚染防止対応可能技術指南(試行)」、「製紙産業廃紙スラリー化及び製紙プロセス汚染防止対応可能技術指南(試行)」を廃止する。

出所:環境保護部

**10. モニタリング対策:環境保護部が「固定汚染源排ガス 低濃度粒子状物質の測定 重量法」等5つの国家環境保護基準を公表**

1月1日、環境保護部が「固定汚染源排ガス 低濃度粒子状物質の測定 重量法」(HJ836-2017)、「固定汚染源排ガス中粒子物質測定とガス状汚染物のサンプル取り方法」(GF/T16157-1996改正)、「固定汚染源排ガス(SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粒子物質)排出連続モニタリング技術規範」(HJ75-2017)、「固定

汚染源排ガス（SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粒子物質）排出連続モニタリングシステム技術要求及び検測方法」

（HJ76-2017）、「悪臭汚染環境モニタリング技術規範」（HJ905-2017）を公表した。この5つの国家環境保護基準は、2018年3月1日から実施される予定。同時に、2007年7月12日に公表された「固定汚染源排ガス排出連続モニタリング技術規範（試行）」（HJ/T75-2007）、「固定汚染源排ガス排出連続モニタリングシステム技術要求及び検測方法（試行）」（HJ/T76-2007）を廃止する。

出所：環境保護部

## 11. 環境保護部が「京津冀大気汚染輸送通路都市の大気汚染物特別排出制限値に関する公告」を公表

1月16日、環境保護部が「京津冀大気汚染輸送通路都市の大気汚染物特別排出制限値に関する公告」を公表した。第19次共産党大会の「汚染排出基準の強化」要求に従って、京津冀及び周辺地域のエリアの大気汚染防止対策を確実に強化するために、京津冀大気汚染輸送通路都市における大気汚染物質の特別排出規制値の実施を規定した。当該公告により、以下の項目が規定された。

- ✓ 対象地方（2+26都市）：北京市、天津；河北省：石家荘、唐山、廊坊、保定、滄州、衡水、興泰、邯鄲；山西省：太原、陽泉、長治、晋城市；山東省：済南、淄博、済寧、德州、聊城、濱州、荷澤；河南省：鄭州、開封、安陽、河合、新郷、焦作、濮陽市（河北省の雄安新区、辛集市、定州、河南省の巩義市、蘭考、滑県、長垣、鄭州航空港区を含む）。
- ✓ 新規事業の実施期間：関連産業の国家排出基準に大気汚染物質特別排出制限値を規定した場合、当該産業とボイラーは、2018年3月1日から新たに環境アセスメント申請が必要な建設プロジェクトは、特別排出制限値が適応される。大気汚染物質特別排出制限値を規定していない産業は、関連基準が修正された後に、基準の実施期間に従って新規受理環境アセスメントの建設プロジェクトは大気汚染物質特別排出制限値が適応される。地方でより厳格な排出基準を設けている場合、より厳格な基準を適応して実施する。
- ✓ 既存事業の実施期間：火力発電、鉄鋼、石油化学、化学工業、非鉄金属（酸化アルミを除く）、セメント産業の既存企業及び使用中ボイラーは、2018年10月1日からSO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粒子状物質、VOCの特別排出規制値が適応される。コークス産業の既存企業は、2019年10月1日からSO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粒子状物質、VOCの特別排出規制値を実施する。大気汚染物質特別排出制限値を規定していない産業は、関連基準修正後に、既存企業がSO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粒子物質、VOCの大気汚染物質特別排出制限値が適応される。地方でより厳格な排出基準を設けている場合、地方の基準に従って実施する。
- ✓ 2+26都市における既存企業が有効な対策を講じ、規定期限内に大気汚染物質特別排出制限値を達成できない場合、「中国環境保護法」と「中国大気汚染防止法」の要求に従って改善、或いは生産制限、生産停止改善を命令し、罰金を課する。状況が厳しい場合、人民政府が承認した上で、事業停止、閉鎖を命令する。

出所：環境保護部

## 12. 健康対策：環境保護部が「国家環境保護と健康作業弁法（試行）」を公表

1月25日、環境保護部が「国家環境保護と健康作業弁法（試行）」を公表した。環境健康リスク管理を強化し、公衆健康保障理念を環境保護政策に導入することを推進し、環境保護部門の環境と健康作業を指導するために、「中国環境保護法」、「健康中国2030計画」などの法律・政策に従って、当該弁法が作成された。健康被害に関わる環境要因を予防、規制し、企業・事業者の環境汚染によって健康被害問題の発生を最大限に防止し、或いはその影響度合を削減するために、環境保護部が採用した環境と健康モニタリング、調査、リスク評価とリスク予防などの活動が当該弁法に適用される。

出所：環境保護部

## 2. 地方（地方政府等における）の環境情報

### 1. 水資源税：四川省政府が「四川省水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表

1月10日、四川省政府が「四川省水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表した。当該通達によると、四川省が全国第二フェーズ水資源税改革のモデル省として、2017年12月1日か

ら水資源税の改革モデルを実施することを明らかにした。さらに、同通達の水資源税の適用税額表により、地表水、地下水に対して、四川省内の地方毎に産業別の水資源税額（電力産業以外の産業が 0.02 元/m<sup>3</sup>～0.8 元/m<sup>3</sup>、電力産業が 0.0007～0.005 元/kwh）を規定した。

出所：四川省政府

## 2. 水資源税:北京市政府が「北京市水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表

1月1日、北京市政府が「北京市水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表した。当該通達によると、北京市が2017年12月1日から水資源税の改革モデルを実施することを明らかにした。さらに、同通達の水資源税の適用税額表によると、地表水、地下水、都市公共給水、その他の用水に対して産業別の水資源税額（電力以外の産業が 0.06 元/m<sup>3</sup>～4.3 元/m<sup>3</sup>、電力産業が 0.005 元/kwh、特殊産業が 153～160 元/m<sup>3</sup>）を規定した。

出所：北京市政府

## 3. 水資源税:内モンゴル政府が「内モンゴル自治区水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表

1月1日、内モンゴル政府が「内モンゴル自治区水資源税改革モデル実施弁法に関する通達」を公表した。当該通達によると、内モンゴル自治区が水資源税の改革モデルを実施することを明らかにした。そして、同通達の水資源税の適用税額表により、直接取水地表水、直接取水地下水、特殊式の直接取水、都市公共給水に対して、取水非超過地区、超過地区、嚴重超過地区における産業別の水資源税額（電力以外の産業が 0.05 元/m<sup>3</sup>～7.5 元/m<sup>3</sup>、電力産業が 0.005 元/kwh、特殊産業が 12.5～37.5 元/m<sup>3</sup>）を規定した。

出所：内モンゴル政府

## 4. 化学物質規制:吉林省政府が「吉林省城鎮人口密集区危険化学品生産企業移出改造実施プログラム」を公表

1月10日、吉林省政府が「吉林省城鎮人口密集区危険化学品生産企業移出改造実施プログラム」を公表した。当該プログラムによると、2025年までに、人口密集区における安全と衛生保護距離の要求を満たさない危険化学品生産企業は、現地で改造を行って基準を達成し、或いは規範化工業園區（石油化学・化学工業を中心とした新型工業化産業示範基地、ハイテク技術産業開發区、經濟技術開發区など）に移転し、或いは閉鎖・撤退する。そのうち、中小企業と重大リスクを有する大企業は、2018年末までに移転・改造を開始し、2020年末までに終了すること。その他の大企業及び特大企業は、2020年末までに移転・改造を開始し、2025年末までに終了すること。

出所:吉林省政府

## 5. 温暖化対策:陝西省發展改革委員会が「重点企業温室効果ガス排出情報開示作業に関する通達」を公表

1月29日、陝西省發展改革委員会が「重点企業温室効果ガス排出情報開示作業に関する通達」を公表した。「十三五温室効果ガス排出作業プログラム」、「陝西省十三五温室効果ガス排出作業実施プログラム」における企業の温室効果ガス排出情報開示制度の構築に関する要求を満たすため、陝西省における重点企業が全国炭素排出権市場取引への参加に向けた社会責任評価作業を実施し、重点企業の温室効果ガス排出情報開示作業を展開する。情報開示作業の詳細は以下のとおり。

- ✓ 開示企業範囲と実施期間:第一フェーズ(2017年-2019年)に、温室効果ガス年間排出量が20万トンCO<sub>2</sub>e以上(年間エネルギー消費量が7.7万トン標準石炭以上)。第二フェーズ(2020年以降)に、温室効果ガス年間排出量が2.6万トンCO<sub>2</sub>e以上(年間エネルギー消費量が1万トン標準石炭以上)。
- ✓ 対象温室効果ガス:企業から排出される温室効果ガスがCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCS、PFCS、SF<sub>6</sub>となる。十三五期間に主にCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>の排出情報を開示する。
- ✓ 開示報告書:企業は「年度温室効果ガス排出情報開示報告」を独立に作成できるが、既存の企業年度環境報告、企業年度社会責任報告及び上場企業環境情報開示報告(何れかの報告書)に温室効果ガス排出情報のチャプターを追加する。

- ✓ 開示ベースライン: 前述条件を満たした重点企業が 2017 年から温室効果ガス排出情報を開示する。省政府が企業の年度炭素排出割当量を配分する際に、企業の温室効果ガス排出情報が社会責任評価のための根拠となる。
- ✓ 開示期日: 毎年 3 月末に、重点企業が前年度の温室効果ガス排出情報を開示し、所属エリア内の発展開発委員会に報告する。

出所: 陝西省発展改革委員会